

鹿屋市予防接種費の償還払に関する要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市予防接種費の償還払に関する要綱（令和２年鹿屋市告示第66号）の一部を次のように改正する。

別記第５号様式中「４ 教示文」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年12月２日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。